

争議行為の予告について

日本労働評議会中央執行委員会委員長長谷川清輝から争議行為を行う旨の通知が令和2年11月9日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和2年11月20日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

定年制延長等の要求に関する件

二 日時

令和2年11月21日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

株式会社タカサゴ 豊島区目白一丁目1番1号

四 種類

前項記載の就業場所において、連続的あるいは断続的にあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する（以上原文のまま掲載）